

動物検疫所動物実験委員会規則

平成28年6月7日

一部改正:令和2年12月22日

一部改正:令和7年3月18日

(目的)

第1条 この規則は、動物検疫所動物実験実施規程(平成28年6月7日付け。以下「規程」という。)に基づき、動物実験委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務及び審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議又は調査を行い、動物検疫所長(以下「所長」という。)に報告又は助言する。

- 一 動物実験計画及び動物実験施設が動物実験に関する法令、基本指針及び規程に適合していることの審査に関する事項
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
- 三 動物実験施設の維持管理及び実験動物の飼養管理状況に関する事項
- 四 教育訓練に関する事項
- 五 自己点検及び評価に関する事項
- 六 その他動物実験の適正な実施のために必要な事項
- 七 規程及び本規則の改廃に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、動物実験に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者及びその他学識経験を有する者で構成し、次の各号に掲げる者を委員とする。

- 一 総務部長(その他学識経験を有する者)
- 二 精密検査部長
- 三 検疫部長(その他学識経験を有する者)
- 四 微生物検査課長(動物実験に関して優れた識見を有する者)
- 五 感染症対策専門官(実験動物に関して優れた識見を有する者)
- 六 委員長が必要として認めた課長又は専門官
- 七 その他所長が必要と認めた者

(任命)

第4条 委員長は、原則精密検査部長とし、委員は、役職指名を除き所長が任命する。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会の議長として運営を総括する。

2 委員長は、副委員長を指名し、委員会の補佐及び不在の場合の職務代行を行わせる。

3 委員長は、必要に応じて、委員会の中に小委員会を置くことができる。

(委員)

第6条 委員は、自らが動物実験申請書を提出する場合、動物実験計画の審議に加わることができない。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に招集する。

2 委員長は、必要があると認める場合には、審議事項を持ち回り審議することができる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席を審議成立の要件とする。なお、委員が委員会に出席できない場合は、事前に審議事項について意見を提出する方法で参加することを可能とする。

4 委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(教育訓練)

第8条 委員会は、動物実験責任者に、動物実験を実施する前に教育訓練を動物実験実施者に対して行うよう指示する。

2 委員会は、動物実験責任者から毎年度提出される教育訓練の実施に関する日程、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存する。

(自己点検及び評価)

第9条 委員会は、所長の指示により、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において実施された動物実験について、規程及びその他要領等への適合性に関し、自己点検及び評価を行う。

2 委員会は、自己点検及び評価の実施に当たり必要があると認める場合は、動物実験責任者、動物実験実施者に、自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、精密検査部微生物検査課に置く。

附則

この規程は、平成 28 年6月7日から施行する。

附則（一部改正）

この規則は、令和2年12月22日から実施する。

附則（一部改正）

この規則は、令和7年3月18日から実施する。